原子力損害賠償紛争審査会 会長 鎌田 薫 様

## 原子力損害賠償に係る要望書

平成30年7月25日

大熊町長 渡辺 利綱

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、既に約7年 4カ月が経過しました。

大熊町では、平成29年11月に国より「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、当該区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進め、平成34年春を目処に帰還困難区域の一部解除、帰還開始を目指しております。

また、来年度には、避難指示解除準備区域である中屋敷地区、居住制限区域である大川原地区の避難指示の解除を目標に、準備宿泊の実施や、大川原地区に役場新庁舎をはじめ、町営住宅、交流施設等の設計、建設など、住民の帰還の足がかりとなるよう復興拠点の整備を進めております。

復旧・復興に向けた取組みを進めているところですが、避難を余儀なくされた全町民は、避 難生活の長期化に伴い、将来への展望が描けないことによる不安を抱え続けております。

このようなことから、町民が今後も安心した生活が送れるよう、以下の3点について要望いたします。

記

## 1. 避難指示が継続されている状況を踏まえた賠償について

○ 帰還困難区域が町域の大部分を占めることにより、今後も多くの町民は避難生活 が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

避難生活が続く間、また、帰還若しくは移住をしても、損害が発生している場合は、 その個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

○ 商工業者、及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害についても、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況を踏まえた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

## 2. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例について

○ 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による 精神的損害の増額等、指針の基準をこえた和解が成立していることを踏まえ、被 害者・被害自治体に共通する事例については、個別の成果ではあっても、共通す る被害者・被害自治体には等しく賠償が実施されるよう指針に示すこと。

## 3. 地方公共団体の財物賠償について

○ 地方公共団体が所有する財物については、平成29年9月に審査会より「地方公 共団体における不動産の賠償について」が示され、平成30年1月に東京電力ホー ルディングス(株)より「公共財物の賠償に関する基本的な考え方」が示されたが、当 町における公共施設の多くは帰還困難区域内にあり、避難の長期化に伴い、今後、 再整備を想定している。

そのため、避難指示区域内の公共施設においても、帰還に伴う整備費用負担が発生することから、中間指針第四次追補で示された住居確保損害の指針III)を準用し、確実な賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。